

都市機構では、高齢者世帯、障害者世帯や子育て世帯とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活できるよう同一又は隣接する市区町村に存する住宅に入居を希望する方々のために、下記のような「近居に関する優遇措置」を設けております。

なお、申込書に記入もれ等がございますと、優遇が受けられない場合がございますので、記入要領にご不明な点がございましたら、現地案内所または都市機構 募集販売本部 住宅募集部 住宅営業第4チームにお問い合わせください。

1 用語について

(1) 優遇対象世帯…平成17年3月26日現在において、次のいずれかの条件を満たす世帯をいいます。

名 称	条 件
高 齢 者 世 帯	満60歳以上の方を含む世帯。
障 害 者 世 帯	(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方を含む世帯。 (ロ) 療育手帳の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方、または、児童相談所、知的障害者更生相談所、または精神科医等から重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方を含む世帯。 (ハ) 疾病により常時介護を要する方を含む世帯。
子 育 て A 世 帯	(イ) 配偶者のいない母親(父親)とその被扶養者である満20歳未満の子を含む世帯。 (ロ) 配偶者がおらず、かつ妊娠している方を含む世帯。 ※「二世帯近居」でお申込みされる場合は、「子育てA世帯」の申込本人が14ページ優遇区分「子育てA」の条件に該当する必要があります。
子 育 て B 世 帯	(イ) 小学生以下の子と現に同居していて、かつ扶養している方を含む世帯。 (ロ) 満20歳未満の3人以上の子と現に同居していて、かつ扶養している方を含む世帯。 (ハ) 妊娠している方を含む世帯。

(2) 支援世帯… 次のいずれかの条件を満たす世帯をいいます。

名 称	条 件
高 齢 者 等 支 援 世 帯	(イ) (1)の優遇対象世帯に記載する高齢者または障害者の直系血族に当たる方を含む世帯。 (ロ) (1)の優遇対象世帯に記載する高齢者または障害者の扶養義務を現に負っている3親等内の親族に当たる方を含む世帯。
子 育 て 支 援 世 帯	子育てA・B世帯に含まれる方の直系血族に当たる方を含む世帯。

(注) 資格確認時に、都市機構が指定する書類等を提出いただき、条件を満たしていることを確認させていただきます。

(3) 隣接する市区町村… 今回募集団地の場合、以下のとおりです。

東京都足立区
埼玉県川口市

(出典) 都市再生機構「募集パンフレット」より。

(注) 優遇区分「子育てA」については、参考「優遇区分について」を参照。

近居に関する優遇措置

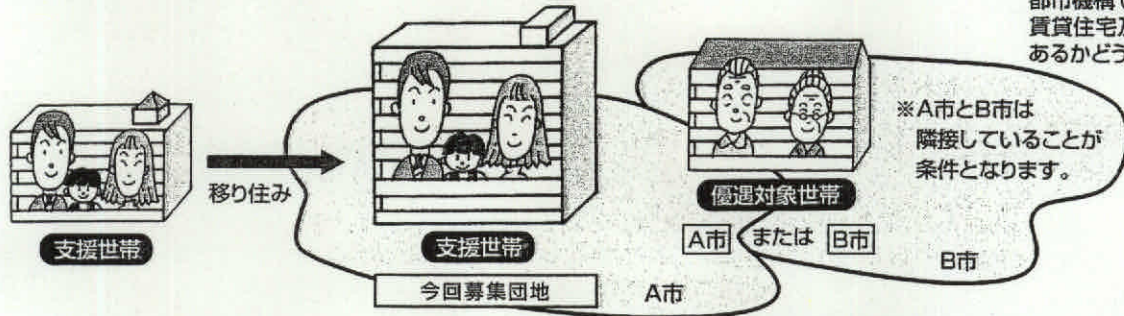
2 優遇措置の内容と申込みの方法について

「一世帯近居」の場合

■申込みの例

優遇対象世帯が住んでいる居住地と、同一または隣接する市区町村のUR賃貸住宅(旧都市公団の賃貸住宅)(今回募集团地)に、支援世帯が移り住む申込み。(下表①および②のケース)

※優遇対象世帯の住まいが、都市機構(旧都市公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。

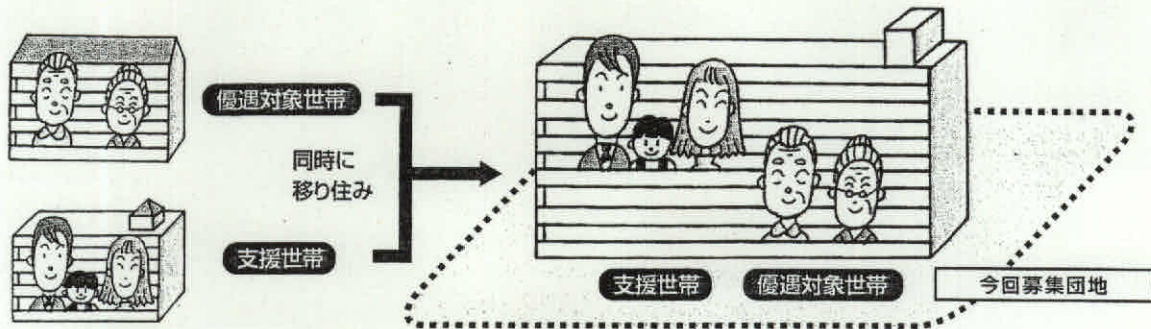


<p>優遇措置の内容</p>	<p>支援世帯は、対になる優遇対象世帯の優遇区分を適用してお申込みができ、当選率が「普通」区分の方の10倍に優遇されます。(例えば、高齢者等支援世帯が障害者世帯との一世帯近居を申込みの場合は、「障害者」区分でお申込みができます。)</p> <p>(注) 優遇対象世帯が今回募集团地と同一または隣接する市区町村(16ページの1用語について(3)をご覧ください)に居住していることが条件となり、資格確認時には、それを証明する住民票の提出が必要になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 支援世帯が今回募集团地に「一世帯近居」でお申込みできる3つのケース</p> <p>① A市 優遇対象世帯が今回募集团地と同じ市区町村に住んでいる</p> <p>② A市 B市 優遇対象世帯が今回募集团地に隣接する市区町村に住んでいる</p> <p>③ 募集团地 優遇対象世帯が同一団地に住んでいる</p> <p>※①、②は、優遇対象世帯の住まいが、都市機構(旧都市公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。</p> </div>	
<p>お申込みできる住宅タイプ</p> <p>※お申込みの際は、ひとつの住宅タイプをご選択ください。</p>	<p>支援世帯</p>	<p>全住宅タイプにお申込みできます。 (単身者世帯は、単身者の方がお申込みできる住宅タイプにお申込みください。なお、妊娠している単身者世帯は全住宅タイプにお申込みできます。)</p>
<p>申込書の記入方法</p>	<p>支援世帯</p>	<p>19・20ページの「申込書記入例①欄」にご記入ください。 (申込区分記号は、支援世帯の居住区分をご確認のうえ、対になる優遇対象世帯が該当する優遇区分を適用して、23～25ページの「申込区分記号表」から該当するものをご記入ください。)</p>
	<p>優遇対象世帯</p>	<p>19・20ページの「申込書記入例②欄」にご記入ください。 (対になる優遇対象者(高齢者等)に関して、すべての項目にご記入ください。)</p>

「二世帯近居」の場合

■申込みの例

両方の世帯が同時に今回募集团地に移り住む申込み。(二世帯を一組とする申込み)



<p>優遇措置の内容</p>	<p>優遇対象世帯が当選した場合、支援世帯を、申込まれた住宅タイプの補欠第一位に登録し、当選者に辞退が発生した場合は、優先して住宅を斡旋いたします。</p> <p>(注1) 同一住宅タイプに複数の支援世帯が補欠者として登録される場合は、優遇対象世帯が申込んだ住宅タイプに関わらず、優遇対象世帯の当選順位により補欠登録順位を付けさせていただきます。(優遇対象世帯の当選順位が同一の場合は、抽選により補欠登録順位を付けます。)</p> <p>(注2) 優遇対象世帯が補欠当選をし、繰り上げにより住宅を斡旋された場合、その時点で支援世帯は申込まれた住宅タイプの補欠第一位となります。</p> <p>(注3) この優遇制度を適用してお申込みができるのは、優遇対象世帯一世帯に対して支援世帯一世帯となります。</p> <p>(注4) 優遇対象世帯が辞退などにより契約できない場合は、支援世帯も資格を失い、住宅の斡旋はできません。</p> <p>(注5) 支援世帯が申込まれた住宅タイプに辞退が発生せず、当初入居開始可能日に至った場合は、優遇措置の効力を失います。</p>	
<p>お申込みできる住宅タイプ</p> <p>※お申込みの際は、それぞれお申込みの住宅タイプをご選択ください。</p>	<p>優遇対象世帯</p>	<p>全住宅タイプにお申込みできます。</p> <p>(単身者世帯は、単身者の方がお申込みできる住宅タイプにお申込みください。なお、妊娠している単身者世帯は全住宅タイプにお申込みできます。)</p>
<p>申込書の記入方法</p>	<p>支援世帯</p>	<p>全住宅タイプにお申込みできます。</p> <p>(単身者世帯は、単身者の方がお申込みできる住宅タイプにお申込みください。なお、妊娠している単身者世帯は全住宅タイプにお申込みできます。)</p>
<p>優遇対象世帯</p>	<p>19・20ページの「申込書記入例①欄」にご記入ください。</p> <p>(申込区分記号は、13・14ページ記載の居住区分と優遇区分をご確認のうえ、23～25ページの「申込区分記号表」から該当するものをご記入ください。)</p>	
<p>支援世帯</p>	<p>19・20ページの「申込書記入例③欄」にご記入ください。</p> <p>(申込区分記号は、支援世帯の居住区分をご確認のうえ、対になる優遇対象世帯と同一の優遇区分を適用して、23～25ページの「申込区分記号表」から該当するものをご記入ください。)</p>	

優遇区分について

■優遇区分

優 遇 区 分	優遇対象者	優遇内容
特	<p>申込本人が、UR賃貸住宅(旧都市公団の賃貸住宅)の入居申込に過去10回以上落選し、かつその申込本人名義の落選通知票を10枚以上お持ちの方。</p> <p>※資格確認時において、お持ちの申込本人名義の落選通知票(10枚以上)を全て提出していただきます。</p>	
障 害 者	<p>申込本人または同居する親族が、(イ)または(ロ)に該当する障害者の方。</p> <p>(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方。</p> <p>(ロ) 療育手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方、または児童相談所、知的障害者更生相談所、または精神科医等から重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。</p> <p>※(ロ)に該当する場合は、介護者として親族の方の同居が必要となります。</p>	<p>当選率が「普通」区分の10倍に優遇されます。</p>
高 齢 者	<p>申込本人または同居する親族が、満60歳以上の方。</p>	
子 育 て A	<p>申込本人が、(イ)または(ロ)のいずれかに該当し、かつ配偶者のいない方。</p> <p>(イ) 満20歳未満の子と現に同居していて、かつ扶養している母親(父親)の方。</p> <p>(ロ) 妊娠している方。</p> <p>※(ロ)に該当する場合は、単身者の方であっても全タイプにお申込みできません。</p> <p>※申込資格2に記載の同居親族(ただし配偶者を除く)がいる場合でも、この区分でお申込みできます。</p>	

子 育 て B	申込本人または同居する親族が、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する方。	
	(イ) 小学生以下の子と現に同居していて、かつ扶養している方。	
	(ロ) 満 20 歳未満の 3 人以上の子と現に同居していて、かつ扶養している方。	
	(ハ) 妊娠している方。	
普 通	申込本人または同居する親族が、上記の優遇区分に該当しない方。	優遇はありません。

●注意事項

- 1 必ず上記の該当する居住区分・優遇区分にお申込みください。区分違いは、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効となります。
- 2 在住及び在勤の確認は、当選後、住民票(外国人の方は登録原票記載事項証明書等)及び在勤証明書により行います。
- 3 「障害者」・「高齢者」・「子育てA」・「子育てB」の各優遇区分で申込まれた方は、入居後 3 か月以内に入居者全員の住民票(外国人の方は登録原票記載事項証明書等)を提出していただきます。
- 4 「子育てA」区分で申込まれる妊娠している単身者の方、妊娠している方を世帯に含むことを理由に「子育てB」区分で申込まれる方は、申込書の同居者欄に「出産予定」とご記入ください。
- 5 優遇措置の重複適用はいたしません。

(出典) 都市再生機構HPより